

第33回黒潮町農業委員会議事録

1. 日 時 平成30年10月5日(金) 午後2時00分～午後3時10分
2. 会 場 黒潮町役場大方本庁舎3階中会議室(新庁舎)
3. 出席委員 【農業委員】(8人)
1番 小谷健児、3番 藤田清子、4番 藤原 忍、7番 金子孝子、
11番 篠田 開、12番 福留康弘、13番 松本昌子、14番 吉尾好市
【推進委員】(4人)
1番 大石正幸、2番 弘瀬正彦、3番 平野幸敏、7番 福井正一
(事務局:書記 森下、宮地洋)
4. 欠席委員 【農業委員】(6人) 2番 野坂賢思、5番 濱口佳史、6番 山中 譲、
8番 伊芸精一、9番 宮川陽子、10番 堀野裕一、
【推進委員】(3人) 4番 宮川建作、5番 篠田 博、6番 尾崎澄夫、
5. 議事日程
 - (1) 出席委員の確認及び議事録署名委員の指名
 - (2) 各議案の審議
議案第1号 農地法第3条許可申請(農業委員会会長許可)について(1件)
議案第2号 農地法第5条許可申請(県知事許可)について(2件)
議案第3号 非農地証明願について(1件)
議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利
用集積計画の決定について
議案第5号 認定農業者の経営改善資金借入計画に関する協議
 - (3) その他の討議・報告事項について

議 長 時間も過ぎておりますが、欠席者が大分多いようですが何とか成立をするとい
うことで始めたいと思います。

9月の農地パトロール、幡多の研修会お疲れさまでございました。また、度重
なる台風で非常に迷惑いたしておりますが、今回もまた来ておりますが何とか
日本海の方に抜けていくようで被害が無いように祈っております。

今日は欠席者が多ございまして、野坂委員、濱口委員、山中委員、それから
伊芸委員、宮川委員、堀野委員、それから宮川推進委員、篠田推進委員、尾崎
推進委員が急遽欠席ということで多数の欠席しておりますが、何とか成立はし
ておりますので始めたいと思います。それから、今日の議事録署名人でござい
ますが、小谷委員、藤田委員にお願いしたいと思います。それでは始めたいと
思います。

それでは、議案第1号農地法第3条許可申請について、1件出ています。事務局より説明をお願いします。

事務局 事務局から議案第1号の説明の前に忘れないうちに、食育活動の本年度の分で小学校の訪問のアポイントがとれましたので、女性の委員さんはこの会の後残っていただきたいと思います。

それでは議案第1号農地法第3条許可申請が1件出てきております。譲渡人〇〇〇〇、〇〇〇〇さん。譲受人、〇〇〇〇、〇〇〇〇さん。申請地につきましては、黒潮町佐賀字橋サコ丸田2607番7、畑、99㎡。理由としましては、所有権移転、売買、許可あり次第所有権移転をしたい。資料の方が2ページから8ページになっております。2ページは航空写真による位置図となっております。3ページが住宅地図の位置図。4ページが航空写真による拡大図。5ページが公図。6ページ、7ページが現況の写真となっております。8ページが調査票となっております。申請地は農用地区域外になっております。利用権の設定は無しとなっております。移転後は作物はミカンを予定しております。8ページにいきたいと思っております。3条の調査書となっております。第2項第1号全部効率利用につきましては、譲受人の経営農地は全て耕作されており、農作業に従事する状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれます。農作業従事者は本人と奥さんになっております。所有機械につきましては、トラクター1台、コンバイン1台、田植機1台、管理機1台、軽トラック1台となっております。こちらにつきましては該当はしないということになっております。第2項第2号、農業生産法人以外の法人については、譲受人は個人であり適用なし。ということで、該当はしないということになります。第2項第3号、信託につきましては信託ではないので適用なし。ということで、該当はしないということになります。第2項第4号、農作業常時従事については、譲受人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。年間150日の農作業従事日数となっておりますので、これも該当しません。第2項第5号、下限面積については、譲受人が耕作の事業に供すべき農地は黒潮町の下限面積30aを超えるということで、今回の取得分を含めて3,362㎡、33.62aということで、こちらも該当しません。第2項第6号、転貸禁止については、許可申請に係る農地は譲渡人の所有農地であり転貸には該当しない。ということで転貸には該当しません。第2項第7号、地域調和につきましては、所有権移転後も農作物栽培みかんを継続するため、周辺農地への影響はないと考えており該当しません。事務局としましては、特に問題は無いと判断します。以上です。

議長 今、事務局の方から説明がありましたが、担当委員さん何か補足説明は有りませんか。

〇〇委員 先日、〇〇委員が会欠席の為私に説明してやと話があつて説明します。家に行っても〇〇〇〇さんに会えなかつたので電話したら丁度家にいて話をしました。〇〇〇〇さんは現在愛媛に住んでいて、実家は秋丸にあつて空き家になっています。資料の 6 ページを見ていただきたいですが、〇〇〇〇さんの宅地のすぐ隣になるがですが、畑を綺麗にされていて〇〇〇〇さんが年に何回か刈ったりとか色々しよるそうで、家の隣が荒れると誰も嫌で、荒らすがやったら譲り受けて果樹を植える相談をした、ということですので問題は無いと思います。

議 長 今、〇〇委員から説明がありました、この件について何か質疑質問有ればお願いします。

特にありませんか。無ければ承認を受けたいと思います。

(質疑なし)

議 長 議案第 1 号につきまして、承認されます方の挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員でございます。議案第 1 号につきましては承認されました。

続きまして、議案第 2 号農地法第 5 条転用を目的にした農地の権利移動の規定による許可申請 2 件出ております。

事務局 それでは、議案第 2 号農地法第 5 条転用を目的にした農地の権利移動の規定による許可申請が 2 件出ております。まず、1 件目 1 ページをご覧ください。譲渡人、〇〇〇〇、〇〇〇〇さん。譲請人、〇〇〇〇、〇〇〇さん。申請地、黒潮町藤縄字並竹 1230 番、田、754 m²。理由、申請地を事業用地、資材置場、駐車場として使用したい。ということになっています。資料につきましては、9 ページから 15 ページになっております。ここの申請地は以前農用地区域内に有りまして、除外の申請をしていた所になります。それでは 9 ページを御覧ください。今回の申請地の航空写真の位置図。〇〇〇〇さんの事務所の前の道路の向こう側となっております。10 ページが住宅地図。11 ページが航空写真拡大図。12 ページが公図。13 ページが土地利用計画図。14 ページ、15 ページが現況写真となっております。ここの申請地につきましては、農用地の除外につきまして 8 月 2 日付で県の同意を得まして、26 日付で黒潮町の公告になりまして農用地からの区域除外になっています。利用権の設定につきましては有りません。土地の利用計画につきましては、現在の土地を利用するため造成工事等はありません。駐車場については、舗装せず現状のまま利用ということで、排水計画につきましては雨水については自然浸透ということになります。資金計画につきましては、使用貸借のため土地取得費もございません。同意に関しましては、隣接地等と区長さんの同意は済んでおります。周辺地権者との確認事項につきましては、農用地の除外時に協議がされております。その他としまして、その他の第 2 種農地とします。事務局からの説明は以上です。

議 長 今、事務局の説明が終わりました。これは以前に農用地区域外にということ
で申請が出てきた所でございますが、〇〇委員この件について何か有ればお願
いします。

〇〇委員 皆さんにも農地パトロールの時見てもらって、それから地区でも諮って協議
したわけですが、周辺農地の方は除外してもかまんということですので、周辺
農地の方は。あれですかね、農業委員会からは離れていくがですが、周辺農地
の方と協議したわけですが、協議事項について決定したことを遵守してもらい
たい。〇〇〇〇には、文書では協議決定事項を遵守するというを貫ってい
ますが、許可を与えるについて遵守してもらおうお願いを再度確認出来ないか。

議 長 事務局、そこらあたりはどうですか。

事務局 今回の転用申請書には、そのことが記載されていまして。その条件を持って
転用させていただきますという形で、地区ともそういうことで約束していますと出
ていました。それから後のことで文書で交わしたいということですが、地区と
業者で念書にお互いが判をつけて交わしているのではなかったですか。

〇〇委員 交わしています。

議 長 5条の許可申請にあたっては、これを遵守してくださいと事務局より伝えて守
ってもらうということによろしいでしょうか。

〇〇委員 はい。

議 長 この件で何か質疑ありませんか。

(質疑なし)

議 長 無ければ承認を受けたいと思いますが、条件付きでこの5条申請1番につい
て、承認される方の挙手をお願いします。

(挙手全員)

議 長 挙手全員でございます。5条申請の1番については承認されました。

続きまして2番をお願いします。

事務局 議案第2号の2件目について説明させていただきます。1ページをご覧ください。
譲渡人、〇〇〇〇、〇〇〇〇さん。譲受人、〇〇〇〇、〇〇〇〇さん。申
請地、黒潮町加持字小北山ノ前3142番、畑、218㎡。2件目ですが黒潮町加持
字小北山ノ前3143番、畑、79㎡。理由としまして、町外から地元へ帰ること
により自宅を新築したい。ということになっております。資料の方は、16ペー
ジから25ページとなっております。それでは16ページを御覧ください。航空
写真による位置図となっております。加持ふれあいセンターのやや奥側の小高い
山の上となっております。続きまして17ページが住宅地図。18ページが航空写
真による申請地の拡大図となっております。19ページが公図。20ページが土地
利用計画図。21ページも土地利用計画図。22ページの方が排水計画図。23ペ
ージが建物の平面図となっております。24ページ、25ページが現況の写真とな

っております。こちらに関しましては、農用地区域外となっております。利用権の設定も両筆ともありません。土地利用計画につきましては、特に造成、舗装は施さないということで申請が出てきています。駐車場につきましては、夫婦所有の2台分を自宅兼用の車庫になっています。排水計画につきましては、雨水は自然浸透。生活排水は、浄化槽を経由して住宅北側の道路排水路へ放流する予定となっております。資金計画については、〇〇〇〇、計画を上げてきております。隣接地につきましては全て同意済みとなっております。その他、農地区分につきましては、その他の第2種農地となっております。事務局からは以上です。

議長 事務局からの説明が終わりましたが、担当委員さん欠席です。誰か分かる方御出でませんか。

〇〇委員 これは加持の〇〇〇〇さんの実家の隣の土地です。

議長 今、〇〇委員からも説明がありましたが、この件について質疑質問は有りませんか。

(質疑なし)

質疑が無いようでしたら、この件について承認を受けたいと思います。

承認される方の挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 はい、挙手全員でございます。2番につきましても承認をされました。

議案第3号非農地証明について1件出ております。事務局より説明をお願いします。

事務局 それでは1ページを御覧ください。議案第3号非農地証明が1件出てきております。願出人、〇〇〇〇、〇〇〇〇さん。願出地としまして、黒潮町佐賀字大町817番9、畑、3.83㎡。願出理由としまして、出人の亡夫である〇〇〇〇は、昭和44年までに765番19の土地に住宅を所有しており、申請地及び765番32の土地は周辺地の進入路としてコンクリート舗装し利用されている。ということです。資料は26ページから31ページとなっております。26ページが航空写真による位置図となっております。今回、届出地はパーラー黒潮さんの付近となっております。27ページが住宅地図。28ページが届出地の拡大写真となっております。29ページが公図。30ページ、31ページが現況の写真となっております。現況写真を見ていただくとおり、3.83㎡ですので僅かな土地となっております。今回、この届出地につきましては当然農用地区域外で利用権の設定はされておられません。その他、今回非農地の証明の届出の理由につきましては、願出人の娘さんへ生前贈与をおこなうにあたって整理するためとなっております。事務局からは以上です。

議長 今、事務局からの説明が終わりました。担当委員さん何か補足説明があれば

御願います。

〇〇委員 これも〇〇〇〇君に頼まれたわけですが、現地を確認にいたわけですが、本人さんに後をどうするのか聞きたかったんですが、本人さんにはよう会わなかったんですが現地は確認しました。先ほど事務局が言いよったように、佐賀のパチンコ屋さんのすぐ近くで、それで30ページに写真がありますが、昨日現場を見にいたがですが、写真と同じようにここに車も置いちゃったわけですが、昔の赤道というか1m位の幅でコンクリート舗装して、皆が道として使いようと思えますが現在は、農地に復元できるような状態では無く、また、面積についてもほんの僅かで人がやっと通れる位で多分皆さん道に使いようと思う。後、道として残すのか本人さんに確認したかったのですが、本人に会えず確認は出来ておりません。以上です。

議 長 今、〇〇委員より説明がありましたが、写真を見る限り農地としては認められないというのが現状ですが、何かこの件について質問のある方。
(質疑なし)

議 長 特に問題は無いと思いますので承認を受けたいと思いますが。
非農地証明について承認されます方の挙手をお願いいたします。
(挙手全員)

挙手全員でございます。非農地証明につきまして承認されました。

続きまして、議案第4号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について、を議題とします。事務局の説明をお願いします。

事務局 それでは議案第4号について説明をさせていただきます。資料は別冊となっております。1ページをお開きください。今回集積の申請が1ページから5ページまでで、かなり量が多くなっていますので省略させていただきたいと思いますので御了承ください。

(資料を基に整理No.30-31から30-51まで内容を説明する)

議 長 今、事務局の方より説明が終わりました。利用権の設定で何か質疑質問ありませんか。
(質疑なし)

議 長 質疑無いようでしたら承認を受けたいと思います。議案第4号につきまして承認されます方の挙手をお願いします。
(挙手全員)

挙手全員でございます。議案第4号につきましては承認されました。

続きまして議案第5号認定農業者の経営改善資金借入計画に関する協議、を議題とします。事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第 5 号について説明をさせていただきます。資料はまた別冊となりますのでお願いします。それでは表紙に 1 件目になります〇〇〇〇さん、内容としまして加温機の更新となります。資料の方が 1 ページから 29 ページとなっております。

(以降、資料を基に内容を説明する)

議長 今、事務局より説明がありました。〇〇〇〇さんの借入金の件ですが、この件について何か質疑質問等ありませんか。

(質疑なし)

無いようでしたら承認を受けたいと思います。この〇〇〇〇さんの借入金の件について承認されます方の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

挙手全員でございます。〇〇〇〇さんの件については承認されました。

続きまして〇〇〇〇君の件についてお願いします。

事務局 2 件目、〇〇〇〇さんの件について説明させていただきます。内容は加温機の更新となっております。資料の 30 ページから 59 ページとなっております。

(以降、資料を基に内容を説明する)

議長 今、事務局の説明が終わりましたこの件について何か質疑質問等ありませんか。

(質疑なし)

無いようでしたら承認を受けたいと思います。この〇〇〇〇さんの借入金の件について承認されます方の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

挙手全員でございます。〇〇〇〇さんの件につきましても承認されました。

議案は以上ですか。

事務局 はい。

議長 それでは、(3) その他の討議・報告事項について、を議題とします。事務局の方から何か有りますか。

事務局 事務局からは有りません。

議長 委員さんの方からは有りませんか。

委員 ありません。

議長 それでは、事務局の方からその他についてお願いします

事務局 ○その他について、事務連絡 2 件について説明する。

議長 それではこれで定例会を終わりたいと思います。御苦勞様でした。

(午後 3 時 10 分終了)